

平成30年待ったなし！改正労働契約法による無期契約義務化への転換迫る！ 「2018年問題」有期契約社員をめぐる法的な留意点と対応方法 ～時代の変化を見逃すな！いつまでに何をするかわかりますか？～

平成25年に改正された労働契約法により、そのためパートや契約社員の通算契約期間が5年を超えると、本人の申し出があれば無期契約に転換させることが義務付けられました。転換の申し込み開始が平成30年4月以降と来年に迫っており、今からの準備が必要です。

本セミナーでは、無期転換への実務対応や有期契約社員の労働条件に関わる法的留意点等「いつまでに何をしなければならぬか」を丁寧にご解説いたします。

セミナーの内容

(1) 無期労働契約への転換

- 1 いつから無期転換の申し込みができるのか
- 2 申込み方法
- 3 クーリング期間とは

(2) 社内ルールの構築

- 1 有期労働者の実態把握
- 2 無期転換に備えて、用意しておく規定
- 3 無期転換後の労働条件
- 4 定年後再雇用者の特例適用

(3) 留意すべき事項

- 1 契約更新の上限設定
- 2 有期労働者と無期となった労働者の違い
- 3 無期転換申込放棄

※最新の情報を取り入れるため講演内容が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

他

講師プロフィール

社会保険労務士・初級産業カウンセラー

のざわなおこ

野澤直子 氏

慶応義塾大学卒業後、金融機関勤務を経て平成9年社会保険労務士の資格を取得。平成10年1月より舟木経営労務事務所入所、現在に至る。

全国の商工会議所、法人会および金融系総合研究所において「これからの高齢者雇用対策セミナー」「年金セミナー」「子育て支援に関する実務対応」などの毎年多くのセミナー、講演会の講師を務めている。



■日 時：平成30年 2月22日（木） 午後3時00分～午後5時00分

■会 場：藤沢法人会館 2階 （藤沢市藤沢 86 TEL:0466-22-6444）

■定 員：60名

■受講料：会員：無料 非会員・一般の方：500円（税込、当日会場にて申し受けます）

■主 催：公益社団法人藤沢法人会 事業研修委員会